

「地方ローカル線」の維持・存続に関する意見書

2018年3月末をもって「三江線」が廃止されました。西日本旅客鉄道株式会社（以下 JR 西日本）の「三江線の廃止」提案に対して、沿線自治体が重ねて「三江線の維持・存続」を求めてきたにも関わらず、その意向が受け入れられなかったことは残念でなりません。

昨年4月の JR 発足30年にあたり、JR 西日本は「ローカル線の見直しは不可避」とのコメントを發しました。また、JR 他社においても、ローカル線の見直しについて沿線自治体との協議を進めたいとの報道がなされています。

このように「地方ローカル線」は苦境に立たされていますが、地方で生活していく上で「移動手段の確保」は必要不可欠であり、安易な「ローカル線の廃止」は地方の過疎化に拍車をかけることが懸念されます。

もとより、国民の共有財産である鉄道の存否については、沿線自治体始め関係自治体の意向が最大限尊重される必要があります。また、「地方創生」具現化のためにも積極的な「地方ローカル線存続」に向けた政策が展開されるべきと考えます。

よって、以下の事項について対応されるよう強く求めます。

記

地方ローカル線の廃止は当該地域住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることになることから、鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度については、抜本的な見直しも視野に入れた検証を行うこと。

以上地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年6月28日

島根県議会

地方財政の充実・強化を求める意見書

島根県をはじめとする地方自治体は、進展する少子化と高齢化に伴い、子育て支援、教育、医療・介護・福祉の社会保障、防災・減災対策、環境対策など、対応すべき課題が拡大する中で、地方創生や人口減少対策など新たな政策課題にも直面し、財政の更なる充実・強化が求められている。

こうした状況の中で、政府は「骨太の方針2018」において、2018年度の地

方財政計画の水準を2021年度まで確保するとされましたが、一方で、財政健全化目標の設定に当たっては、歳出面・歳入面でのこれまでの取組を緩めることなく、これまで以上に取組の幅を広げ、質を高める必要があるとされている。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政健全化目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民・県民の生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

以上のことから、2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、地方自治体の実態に見合った歳入・歳出を的確に見積もり、その財源の十分な確保が図られるよう、次の項目の実現を求める。

記

1. 社会保障、防災・減災対策、環境対策、地域交通対策、地方創生・人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、地方一般財源総額の確保を図ること。

特に、社会保障については、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行なうこと。

2. 先進的な自治体が達成した経費水準を地方交付税に反映する「トップランナー方式」は、過疎地域・離島等の条件不利地を抱える地方自治体では、構造的に行政コストが高く非常に不利であるなど、客観・公平・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであり、見直すこと。

3. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、地域間の財源偏在を是正するため、抜本的な解決策を検討すること。また、地方交付税の原資については、地方の財政需要に応じて、地方交付税法定率の引き上げにより確保するべきであり、臨時財政対策債に過度に依存しないものとする。

4. 地方自治体における基金は、災害や不測の事態に備えるために地方議会での審議を経て判断したものであり、残高の増加を理由に地方交付税の削減を行なわないこと。

以上地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年7月6日

島根県議会

「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における
「一般職非常勤職員制度」の充実を求める」意見書

2017年5月11日に成立した「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」により、新たに「会計年度任用職員」制度が導入され、2020年4月から施行されることになりました。この制度により、非常勤職員の法的位置付けを明確にし、職務給の原則に基づく「常勤職員との均衡待遇」が求められています。

現在、各自治体では、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保に向けた準備として、総務省による調査が進められ、「職の整理と再設定」に向けての作業が行われているところです。2016年に実施された同省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は、全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3分の1が、臨時・非常勤職員となっています。島根県内各自治体においても、多くの臨時・非常勤職員が多岐にわたる職種に恒常的に就いており、地方行政の重要な担い手となっています。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定を図る観点から、下記の項目について措置されるよう意見書を提出していただきたくお願いします。

記

各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年7月6日

島根県議会

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

日本社会は今、急速な少子高齢化により、年金・医療・福祉などの社会保障制度はもちろんのこと、生産年齢人口の減少による人材不足など、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せている。

対応するためには、多様な生き方とそれを支える新たな社会システムの構築が求められており、とりわけ、地域が抱える様々な課題を解決するに当たっては、行政だけではなく、住民自身の力に大きな期待がかかっている。

こうした背景のもと、住みやすい地域社会を実現するため、NPO や協同組合、ボランティア団体などの様々な非営利団体が事業展開している。

これらの一つである「協同労働の協同組合」は、参加する人全てが、協同で出資し、経営し、働くことを通じて、人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指すものであり、多くの社会問題が顕在化する今日、その解決につながる新たな制度として、大きく注目されている。

現在、政府が掲げている「一億総活躍社会」「まち・ひと・しごと創生」などの戦略にも応える協同組合組織として、国会では「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」、また、超党派による「協同組合振興研究議員連盟」において、法制化に向けた検討が開始されている。

法制化により、地域住民の協同による主体的な仕事おこしを通じて、持続可能な地域づくりに貢献することができ、また、自発的な就労機会を創出することで、働く意欲ある人々の就労創出に貢献できるものと考え、このことは、本県が、現在県民の総力を結集して推進中の「まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略」の実現にも、大きく寄与するものとする。

よって、国会及び政府において、多様な働き方を可能とする環境整備を図る観点から、「協同労働の協同組合法」を速やかに制定するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 30 年 7 月 6 日

島根県議会